

『労災診療・交通事故診療の手引』 2022 年 4 月版 正誤 2022.8.18)

頁	訂正箇所	誤	正										
21	(1)コンピューター断層診断撮影診断料の③	③ コンピューター断層撮影診療料の特例 他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施した画像について、健保点数の場合は初診料算定日に限り算定できるとされているが、労災保険では特例として、再診時も月 1 回に限り 225 点を算定できる。	③ コンピューター断層撮影診療料 (450 点) の特例 他の医療機関でコンピューター断層撮影を実施した画像について、健保点数の場合は初診料算定日に限り算定できるとされているが、労災保険では特例として、再診時も月 1 回 (初診月と同一月の場合も含む) に限り 225 点を算定できる。										
62	表中 1 段目について右表に差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象</th> <th>関係条文及び通達 (記号)</th> <th>告示様式の名称番号</th> <th>請求方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害 (補償) 給付の支給を受けようとする者が、障害 (補償) 給付請求書に添付して提出する「障害の部位及び状態に関する診断書」(以下「障害の状態に関する診断書」という)</td> <td>則第 14 条の 2 第 3 項</td> <td>障害 (補償) 給付請求書 (様式第 10 号、第 16 号の 7) の裏面</td> <td><b>診療費とともにレセプトで請求する。非指定医療機関は、患者に請求し、患者は「療養の費用請求書」により償還を受ける。</b></td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象	関係条文及び通達 (記号)	告示様式の名称番号	請求方法	支給額	障害 (補償) 給付の支給を受けようとする者が、障害 (補償) 給付請求書に添付して提出する「障害の部位及び状態に関する診断書」(以下「障害の状態に関する診断書」という)	則第 14 条の 2 第 3 項	障害 (補償) 給付請求書 (様式第 10 号、第 16 号の 7) の裏面	<b>診療費とともにレセプトで請求する。非指定医療機関は、患者に請求し、患者は「療養の費用請求書」により償還を受ける。</b>	4,000 円	
支給対象	関係条文及び通達 (記号)	告示様式の名称番号	請求方法	支給額									
障害 (補償) 給付の支給を受けようとする者が、障害 (補償) 給付請求書に添付して提出する「障害の部位及び状態に関する診断書」(以下「障害の状態に関する診断書」という)	則第 14 条の 2 第 3 項	障害 (補償) 給付請求書 (様式第 10 号、第 16 号の 7) の裏面	<b>診療費とともにレセプトで請求する。非指定医療機関は、患者に請求し、患者は「療養の費用請求書」により償還を受ける。</b>	4,000 円									

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認ください。

保団連正誤表  

<https://hodanren.doc-net.or.jp/>